- 7 砂鍋 素焼きの鍋、
- 8 銅燈盞 灯油を入れて火を灯す銅製の小
- 9 燈盞と一対の銅製の台か。

2-17-19 国王尚敬の、 進貢のため都通事蔡其棟等に付した符文 (雍正八《一七三〇》、十一、二十一)

(敬)、 進貢の事の為にす。

便ならざるを恐る。 第十八号、 通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第十七号の半印勘合符文 政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、 百觔を装載す。 し、官伴・水梢を率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅 允仁・都通事蔡其棟等を遣わし、表咨を齎捧し、 進貢の期に当たれば、 年一貢すること、欽遵して案に在り。査するに、雍正八年は乃ち 三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、 千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。 所拠の差去せる員役は、文憑無ければ、 切照するに、 琉球国中山王尚 煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五 敝国、 船は礼字第十九号、 此れが為に理として合に符文を給発し、 特に王舅向克済・正議大夫蔡文河・使者毛 世々天朝の隆恩に沐し、 両船に分載す。 煎熟硫黄六千三百觔· 各処の官軍の阻留して 前みて福建等処承宣布 聖禧を叩祝せんとす。 貢典に遵依して二 海船二隻に坐駕 一船は礼字 紅銅

> して遅悞するを得る毋かれ。 の関津及び沿海の巡哨官軍の験実に遇えば、 を給し、 都通事蔡其棟等に付して収執して前去せしむ。 如し経過 須らく符文に至るべき者なり。 即便に放行し、 留難

計開す、京に赴く

正使王舅一員 副使正議大夫一員 蔡文河 向克済 跟伴二十名 跟伴一十三名

使者一員 毛允仁 跟伴六名

都通事一員 蔡其棟 跟伴六名

在船使者四員 在船都通事二員 跟伴八名

存留通事 一員

跟伴五名

③ 戴恩光 跟伴一 十六名

在船通事一員 阮② 為標

鄭国観

王舅通事一員

跟伴四名

(8) 金聞 跟伴二名 ⑨ 馬利渉

右の符文は都通事蔡其棟等に付し、 管船夥長・直庫四員 (1) 阮超陞 此れを准ず

雍正八年(一七三〇)十一月二十一日 給す

雍正八年の在船都通事

注

 $\widehat{\underline{1}}$

毛日盛

奥間里之子親雲上

(『家譜

(二)』一〇五頁、金鼐の譜)。

- 2 明良起 雍正八年の在船使者。
- 3 毛維翰 雍正八年の在船使者
- $\widehat{4}$ 向正中 (巻一四)、乾隆十九年の結状では紫巾官 (巻三六) として名が 雍正八年の在船使者。 『宝案』 では雍正三年の在船使者

みえる。

- (5) 戴恩光 雍正八年の在船使者
- (6) 毛如徳 康熙三十七~雍正十三年(一六九八~一七三五)。久米(6) 毛如徳 康熙三十七~雍正八年の進貢・謝恩の存留通事となる(『家譜野長(総官)、雍正八年の進貢・康熙五十七年の進貢・接封の管船者、雍正三年に『中山世譜』の謄筆者を勤め、六年に漢字筆右を加徳 康熙三十七~雍正十三年(一六九八~一七三五)。久米
- (宝案』の整理・編集に関ったことがわかる。
 「宝案』の整理・編集に関ったことがわかる。
 「宝案』の整理・編集に関ったことがわかる。
 「宝案』の整理・編集に関ったことがわかる。
 「宝案』の整理・編集に関ったことがわかる。
 「宝案』の整理・編集に関ったことがわかる。
 「宝案』の整理・編集に関ったことがわかる。
- 八二頁)。
 八二百)。
 八二百)。
 八二百)。
 のために福建に赴いている(『家譜(二)』
 二年には再び読書習礼のために福建に赴く。八年の管船夥長となり、乾隆に読書習礼のために福建に赴く。八年の管船夥長となり、乾隆二年の、一世(阿波連家)。乾隆十六年に都通事に陞る。雍正二年8)金聞 康熙四十一~乾隆二十四年(一七〇二~五九)。久米村系
- 隆三・五年にも管船直庫を務めている。(9)馬利渉(雍正八年の管船直庫。『宝案』では雍正十・十三年、乾()
- (1) 阮超陞 雍正八年の管船夥長

2-17-20

▽ 号船)(雍正八《一七三○》、十一、二十一) | 国王尚敬の、進貢のため存留通事毛如徳等に付した執照

(頭

琉球国中山王尚(敬)、進貢の事の為にす。

目によく ・ はこよく ・ はいの差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して ・ 所拠の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して ・ 所拠の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して ・ おこよく ・ は、大阪の関連を紹子した。 ・ は、以て ・ は、以て ・ は、以て ・ は、といる。 ・ は